

男鹿市スポーツ合宿等誘致促進事業補助金

男鹿市では、市外のスポーツ・文化活動などの団体が、男鹿市内に宿泊して行う合宿などを助成する制度を実施中です。この合宿補助制度はスポーツ合宿「等」とあるように、スポーツ団体や部活動などのいわゆる合宿だけでなく文化・芸術活動を行うゼミやサークルも補助対象となります。合宿費用をうかせたり、あるいは補助分を使って豪華なゴハンにアップグレードするなど使い方はいろいろ。ぜひこの「スポーツ合宿等誘致促進事業補助金」を活用して、男鹿で合宿を行ってください。

男鹿市外の小学生以上の、スポーツ又は文化活動などの団体

※全国大会・東北大会・県予選大会参加は対象外(自主大会・フェスティバル大会は除く)

男鹿市内の宿泊施設で開催される合宿

※対象施設／旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業に係る施設
旅館営業に係る施設又は簡易宿所営業に係る施設※キャンプ場・バンガロー等は対象外

その他の要件

※営利活動ではない
※事業費に他の市費が含まれていない
※令和3年3月15日までに合宿を終了している事業

宿泊者が5名以上の合宿を対象に上限50万円まで補助

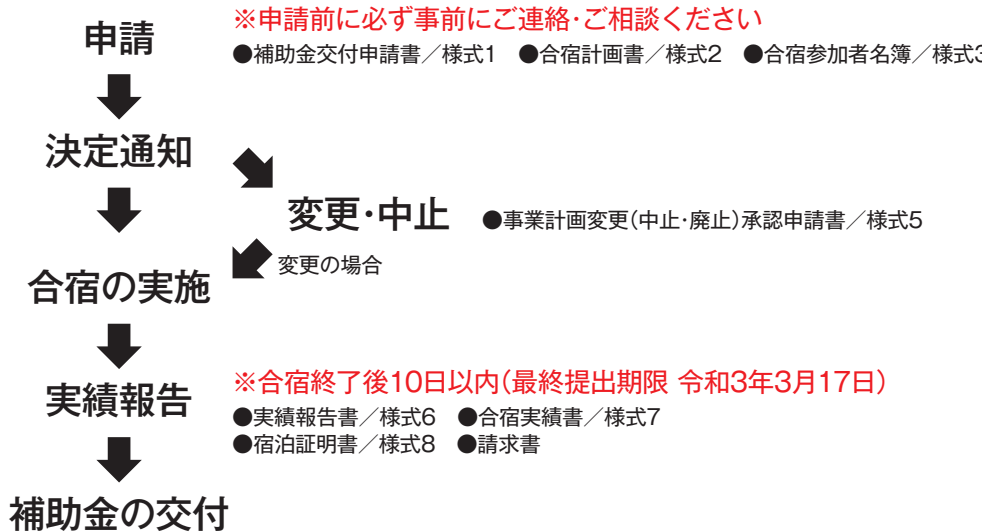
のべ宿泊者数
×5,000円

1泊でもOK! 例/10人で1泊の合宿なら50,000円を補助

※監督等は5名分までが対象 ※1団体につき1年度に1回のみ ※予算がなくなり次第締切

一人一泊5,000円(上限50万円)の補助は令和2年度のみとなります

申請のながれ



男鹿市観光文化スポーツ部 文化スポーツ課 スポーツ振興班

秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1 TEL0185-24-9102 FAX0185-24-9200

sports@city.oga.akita.jp

2020年度版